

# 令和5年度政策評価書

令和5年8月  
防衛省

## 【目 次】

### 【事業評価】 事前の評価

No	基本計画における分類	事業名	ページ	担当部局等
1	租税特別措置等に係る税制改正要望を行う場合	自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途に供する軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化	1～7	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）
2		重要影響事態法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化	8～15	防衛装備庁装備政策部装備政策課
3		ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化	16～23	防衛装備庁装備政策部装備政策課
4	新規研究開発（装備品等の研究開発のうち総事業費が10億円以上）	戦闘支援型多目的USVの研究	24～28	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
5		護衛艦用新戦闘指揮システムの研究	29～33	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）
6		将来EMP装備適用技術の研究	34～38	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
7		短波帯表面波レーダ（固定式）の研究	39～43	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
8		スマート電波デコイ技術の研究	44～48	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
9		低電力通信妨害技術の研究	49～52	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
10		統合対空信管の研究	53～57	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
11		装甲車両の近代化に関する研究	58～62	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
12		無人化砲塔技術の研究	63～67	防衛装備庁技術戦略部技術計画官
13		電子作戦機の開発	68～74	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）
14		新艦対空誘導弾（能力向上型）	75～79	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（誘導武器・統合装備担当）

## 【目 次】

### 【事業評価】 事前の評価

No	基本計画における分類	事業名	ページ	担当部局等
15	新規研究開発 (装備品等の 研究開発のうち 総事業費が 10億円以上)	高速高機動目標対応レーダの開発	80～85	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(艦船担当)
16		新地对艦・地对地精密誘導弾	86～91	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(誘導武器・統合装備担当)
17		次期中距離空対空誘導弾	92～95	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(誘導武器・統合装備担当)
18		無人水陸両用車	96～100	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(宇宙・地上装備担当)
19		12式魚雷(魚雷防御機能等付与型)の開発	101～105	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(艦船担当)
20		GPIの共同開発	106～110	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(誘導武器・統合装備担当)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途に係る課税免除の特例措置の恒久化 (自衛隊の船舶、通信機械等の用途) ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税1)
		②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされている。その点、現行制度において、自衛隊が使用する船舶の動力源、自衛隊が通信の用に供する機械等(自衛隊が通信の用に供する機械、ナンバー取得の無い自動車、レーダー、射撃統制装置、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等)に使用する軽油については、令和6年3月31日までの間、軽油引取税の課税が免除されている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行の課税免除措置の対象となっている自衛隊の船舶等は、極めて公益性の高い任務に従事していることから、その軽油に係る軽油引取税を課税されるべき性質のものではない。その上で、限られた予算の中にあっても必要な軽油を十分に確保する必要があることから、課税免除措置を要望するとともに、自衛隊の活動が将来にわたるものであること等を踏まえ、恒久化を要望するものである。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号</li> <li>・地方税法施行令(昭和25年政令245号)附則第10条の2の2第1項及び第2項</li> <li>・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第4条の7第1項</li> </ul>	
5	担当部局	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(宇宙・地上装備担当)	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～	
7	創設年度及び改正経緯	昭和31年度創設 昭和32年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,000円増額) 昭和34年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,400円増額) 昭和36年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,100円増額) 昭和39年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,500円増額) 昭和51年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,500円増額)	

		<p>昭和54年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,800円増額) 平成5年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、7,800円増額) 平成20年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円減額) 同 軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円増額) 平成21年度軽油引取税を目的税から普通税に変更</p>
8	適用又は延長期間	恒久化
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶、通信機器、レーダー等の機械等(以下「船舶等」という。)に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある。一方で、軽油には地方税法に基づく軽油引取税が課税されるが、前述のような自衛隊の活動は、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くための極めて公益性の高いものであることから、自衛隊の船舶等に使用する軽油については課税されるべき性質のものではない。</p> <p>その上で、これらの軽油に対する軽油引取税については、平成21年度税制改正により免税措置が創設されて以来、3年毎に延長されてきており、当該免税措置は、限られた予算の中にあっても必要な軽油を確保する上で、極めて高い政策効果があったと言える。</p> <p>免税措置は令和6年3月31日で期限を迎えるものの、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある。しかしながら、仮に当該免税措置が終了した場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなるため、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。</p> <p>以上のことから、極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等で使用する軽油については引き続き免税措置とする必要がある。加えて、当該免税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、恒久的な免税措置とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄) Ⅲ 我が国の安全保障に関する基本的な原則 我が国の国益を守るための安全保障政策の遂行の前提として、我が国の安全保障に関する基本的な原則を以下に示す。 1 国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。その理念を国際社会で一層具現化しつつ、将来にわたって我が国の国益を守る。そのために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、刻々と変化する安全保障環境を直視した上で、必</p>

		<p>要な改革を果敢に遂行し、我が国の安全保障上の能力と役割を強化する。</p> <p>V 我が国の安全保障上の目標</p> <p>以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。</p> <p>1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑制する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。</p> <p>○ 国家防衛戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)</p> <p>Ⅲ 我が国の防衛の基本方針</p> <p>○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。</p> <p>第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。</p> <p>第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑制することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。</p> <p>第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。</p> <p>また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。</p> <p>IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力</p> <p>7 持続性・強靱性</p> <p>(1) 将来にわたり我が国を守り抜く上で、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。こうした現実を直視し、有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。このため、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有するとともに、必要十分な燃料所要量の確保や計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を早急に確立する。</p> <p>○ 防衛力整備計画について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)</p>
--	--	---

		<p>I 計画の方針</p> <p>1 我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。</p> <p>また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」を強化する。</p> <p>さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤等も重視する。</p> <p>2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。</p> <p>II 自衛隊の能力等に関する主要事業</p> <p>7 持続性・強靱性</p> <p>(2) 燃料等の確保</p> <p>自衛隊が行う作戦に必要な燃料所要量を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの新規整備及び民間燃料タンクの借り上げを実施する。加えて、糧食・被服の必要数量を確保する。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画の変更について(平成30年12月14日閣議決定)(抄)</p> <p>第2章 脆弱性評価</p> <p>(別紙第2)プログラムごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(別紙第4)各プログラムの推進方針</p> <p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p>
--	--	---

		付け	<p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野:我が国自身の防衛体制の強化(自衛隊の能力等に関する主要事業)</p> <p>施 策: 持続性・強靱性</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>自衛隊の船舶等に使用する軽油は、警戒監視、海賊対処、災害派遣等の各種任務において必要不可欠であり、本特例措置により、これを課税負担なく十分確保することで各種任務を遂行し、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜く。</p> <p>(なお、自衛隊の任務は我が国の防衛・警備という国民全体の利益のために、平素からの警戒監視のほか、海賊対処をはじめとする安全保障協力、弾道ミサイル対処、災害派遣活動等の不確定性の高い各種事態等に対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を限られた予算の中で十分に確保するという目標が達成できれば、自衛隊が各種任務を確実に遂行することができ、ひいては国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことが可能となるため、防衛省の政策目的に大きく寄与することとなる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>○ 過去の実績</p> <p>令和2年度 474,483kl 令和3年度 425,052kl 令和4年度 454,620kl</p> <p>※ 過去の実績は決算数量。</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>令和5年度 600,503kl 令和6年度 600,503kl 令和7年度 600,503kl</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和5年度は予算数量、令和6年度及び令和7年度は令和5年度の予算数量をもって推計。</p>
		②: 適用額	<p>○ 過去の実績</p> <p>令和2年度 27,150百万円 令和3年度 36,724百万円 令和4年度 51,536百万円</p> <p>※ 過去の実績は決算額。</p>

		<p>○ 将来の推計 令和5年度 75,999百万円 令和6年度 75,999百万円 令和7年度 75,999百万円</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和5年度は予算額、令和6年度及び令和7年度は令和5年度の予定額をもって推計。</p>
③	減収額	<p>○ 過去の実績 令和2年度 15,231百万円 令和3年度 13,645百万円 令和4年度 14,594百万円</p> <p>○ 将来の推計 令和5年度 19,277百万円 令和6年度 19,277百万円 令和7年度 19,277百万円</p> <p>(算出根拠) 各年度の免税軽油調達(見込)量※1 × 軽油引取税額(1kl当たり32,100円※2)</p> <p>※1 調達量については適用数と同値。将来の推計については調達見込量。 ※2 地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 前回政策評価を実施した令和2年度における政策目的「平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶等に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある」については、周辺海空域における安全確保、弾道ミサイル攻撃への対応、海洋安全保障の確保等の各種施策を確実に実施することにより、達成することができた。</p> <p>同じく達成目標「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある」ことについては、政策評価実施後も必要な軽油を十分に確保でき、各種任務を確実に遂行したため、実現することができた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回政策評価実施後も、本特例措置によって、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することができ、その結果、本特例措置の適用を受ける船舶等を運用して以下に示すような各種任務を遂行する等、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜くための活動が継続的に実施されている。</p> <p>【参考】前回政策評価実施後に本特例措置の適用を受ける自衛隊の船舶等が従事した主な活動 ・ソマリア・アデン湾における海賊対処活動</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮による弾道ミサイル対処</li> <li>・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動</li> <li>・令和3年7月大雨に係る災害派遣</li> <li>・令和3年8月豪雨に係る災害派遣</li> </ul> <p>なお、仮に当該免税措置が終了した場合、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなり、自衛隊の燃料費を課税分だけ増額した場合、増額分と同額の自衛隊の各種活動経費、装備品等の購入費等を削減することとなる。また、既存の燃料費の中で課税分を充当した場合、従来進めてきた各種効率化努力により工夫の余地はないことから、調達可能となる軽油の量が約20%削減されることとなり、いずれの場合においても自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼす。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>軽油引取税が免除されたことにより、自衛隊が使用する船舶等を運用するために必要な軽油を確保でき、上記④に示すような極めて公益性の高い各種任務の確実な遂行が図られており、税込減を是認するに足りる十分な理由があると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自衛隊の任務は我が国として必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、自衛隊以外に当該任務を遂行することはできないことから、自衛隊の活動に使用する軽油について免税とする措置は妥当である。</p> <p>その上で、仮に本特例措置が終了し、新たに課税分の予算要求をした場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、他に必要な予算を削減することになり、自衛隊の各種任務の遂行に重大な影響が生じるおそれがある。したがって、本特例措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条等に基づき、都道府県知事等は自衛隊による災害派遣等を要請できることとされている。また、都道府県知事等の要請に基づかない平素からの警戒監視、海賊対処、弾道ミサイル対処といった各種任務についても、地方公共団体が担うことのできない極めて公益性の高いものである。</p> <p>したがって、上記のような自衛隊の各種任務の遂行に必要な軽油を確保するための本特例措置に地方公共団体が協力する相当性は認められる。</p>
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年度(自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	重要影響事態法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化				
2	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 327 371 398">対象税目</td> <td data-bbox="376 327 584 398">①: 政策評価の対象税目</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 405 584 472">②: 上記以外の税目</td> </tr> </table>	対象税目	①: 政策評価の対象税目		②: 上記以外の税目	(軽油引取税:外)(地方税2)
対象税目	①: 政策評価の対象税目					
	②: 上記以外の税目					
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】				
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和6年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油(以下「免税軽油」という。)を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税(みなす課税)されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。</p> <p>これに対し、平成28年3月の平和安全法制の施行により、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号。以下「重要影響事態法」という。)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号。以下「米軍等行動関連措置法」という。)、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」という。)及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号。以下「船舶検査活動法」という。)に基づき、自衛隊による後方支援活動等の場面及び対象国が拡大した。</p> <p>当該法律に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供する場合には、平成29年度から、地方税法附則第12条の2の7第5項に基づき、令和6年3月31日までの間、課税免除の特例措置(譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ)を受けているところである。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>重要影響事態法等に基づく後方支援活動等は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に基づく恒久的な措置であり、その円滑な実施を確保するためには、地方税法上の課税免除の特例措置を恒久的に受けることが必要不可欠である。</p> <p>このため、地方税法附則第12条の2の7第5項において、「令和6年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。</p> <p>なお、重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保</p>				

		<p>有する免税軽油を外国軍隊等に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置については恒久化が要望されている。</p> <p>《関係条項》          地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の3、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第10条の2の2、地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第4条の7</p>
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課、防衛政策局防衛政策課、防衛政策局運用政策課、統合幕僚監部首席参事官
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度創設 平成30年度延長(3年) 令和 3年度延長(3年)
8	適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出すること、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止すること、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、諸外国の軍隊等に対し、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》          ○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)          V 我が国の安全保障上の目標          以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。          1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。          VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ          2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策          (1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創</p>

出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化

我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッド)等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、カナダ、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定(ACSA)・円滑化協定(RAA)の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置(FDO)等の取組を進める。」

○ 国家防衛戦略について(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)

I 策定の趣旨

(略)また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。(略)

III 我が国の防衛の基本方針

○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法に

		<p>より、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。</p> <p>第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。</p> <p>また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。</p> <p>○ 防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。</p> <p>第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。</p> <p>第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。</p> <p>第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。</p> <p>3 同志国等との連携</p> <p>第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。</p> <p>まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。</p> <p>オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協次に次ぐ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議(「2+2」)を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。</p> <p>インドとの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。</p> <p>英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安</p>
--	--	--

		<p>全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構(NATO)等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2+2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。</p> <p>NATO及び欧州連合(EU)との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域における安全保障への関与に関して連携を強化していく。</p> <p>韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。</p> <p>カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。(略)</p> <p>○ 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(平成26年7月1日国家安全保障会議及び閣議決定)(抄)</p> <p>我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野:1 我が国自身の防衛体制の強化(国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み)、2 同志国等との連携(同志国等との連携)</p>

			<p>施策：（上記1について）国際平和協力活動等、（上記2について）共同訓練・演習</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に提供する免税軽油については、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に鑑み、軽油引取税（みなす課税）を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。</p> <p>（※軽油提供ニーズは緊急に発生するものであり、定量的な測定指標〔軽油提供回数や提供量〕を設定することは困難である。）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供することができ、諸外国との安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>実績なし。</p> <p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。</p>
		② 適用額	<p>実績なし。</p> <p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用額の推計は困難である。</p>
		③ 減収額	<p>実績なし。</p> <p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の減収額の推計は困難である。</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等における免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図ることが可能となる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本租税特別措置により、重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、諸外国との安</p>

			<p>全保障協力の進展に資する。</p> <p>仮に、租税特別措置が実施されない場合、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、円滑なオペレーションの実施が阻害され、諸外国との安全保障協力が後退するおそれがある。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、税負担なく迅速に軽油を融通することで、諸外国との安全保障協力が進展するとともに、各種オペレーションの効率性が向上し、安全保障環境が改善される。喫緊のニーズに対応した軽油の提供による安全保障協力の進展や各国との信頼・連携の進化の効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。</p> <p>また、この効果は、全地方公共団体に及ぶものである。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。</p> <p>また、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応するという平和安全法制の趣旨に鑑みれば、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対して提供される免税軽油につき、軽油引取税(みなす課税)及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。</p> <p>加えて、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等における軽油提供のニーズは緊急に発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>日豪ACSAに基づき、豪軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成27年度税制改正大綱)</p> <p>日英ACSAに基づき、英軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)</p> <p>日仏ACSAに基づき、仏軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成31年度税制改正大綱)</p> <p>日加ACSAに基づき、加軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成31年度税制改正大綱)</p> <p>日印ACSAに基づき、印軍の船舶の動力源に供するため提供され</p>

			る免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(令和2年度税制改正大綱)
		③: 地方公共団体が協力する相当性	重要影響事態法、船舶検査活動法、米軍等行動関連措置法及び国際平和支援法に基づく後方支援活動等において、円滑に物品・役務を提供できる環境を整えることによる安全保障上の利益は、全地方公共団体に及ぶ。
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年度(重要影響事態法等に基づく免税軽油提供時における課税免除の特例措置の恒久化)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化
2	対象税目	(軽油引取税:外)(地方税3)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和6年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油(以下「免税軽油」という。)を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税(みなす課税)されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。</p> <p>これに対し、豪州(平成25年1月)、英国(平成29年8月)、フランス(令和元年6月)カナダ、(令和元年7月)及びインド(令和3年7月)との物品役務相互提供協定(以下「ACSA」という。)が発効したことを受け、平成27年度から順次、地方税法附則第12条の2の7第6項及び地方税法施行令附則第10条の2の2第11項に基づき、令和6年3月31日までの間、それぞれのACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合には、課税免除の特例措置(譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ。)を受けているところである。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>既に締結しているACSAは、10年間の有効期限を設けているものの、いずれかの当事国政府が終了の意思表示をしない限り自動延長するもので時限的な活動ではないことから、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図るためには、地方税法上の課税免除の特例措置についても恒久的に受けることが必要不可欠である。</p> <p>このため、地方税法附則第12条の2の7第6項において、「令和6年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。</p> <p>なお、ACSAの下で自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置について恒久化が要望されている。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の3、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第10条の2の2、地方税法施行規則(昭和29</p>

		年総理府令23号)附則第4条の7
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～
7	創設年度及び改正経緯	平成27年度創設(豪) 平成29年度拡充(対象国:豪→豪、英) 平成30年度延長(3年) 平成31年度拡充(対象国:豪、英→豪、英、仏、加) 令和2年度拡充(対象国:豪、英、仏、加→豪、英、仏、加、印)
8	適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)</p> <p>V 我が国の安全保障上の目標</p> <p>以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。</p> <p>1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。</p> <p>VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ</p> <p>2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策</p> <p>(1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開</p> <p>イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化</p> <p>我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッド)等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガ</p>

バランスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。

○ 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

I 策定の趣旨

（略）また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。（略）

III 我が国の防衛の基本方針

○ 我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

○ 防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、

		<p>それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。</p> <p>第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。</p> <p>第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。</p> <p>第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。</p> <p>3 同志国等との連携</p> <p>第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。</p> <p>まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。</p> <p>オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協力を次ぐ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議(「2+2」)を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。</p> <p>インドの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。</p> <p>英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構(NATO)等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2+2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。</p> <p>NATO及び欧州連合(EU)との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域</p>
--	--	--

における安全保障への関与に関して連携を強化していく。

韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。(略)

- 日米物品役務相互提供協定(平成29年4月25日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が行う活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。
- 日豪物品役務相互提供協定(平成29年9月6日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する活動であって、国際の平和及び安全に対する国際連合憲章に従った両当事国政府による更なる積極的な貢献を追求するものにおいて、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進することを理解して、次のとおり協定した。
- 日英物品役務相互提供協定(平成29年8月18日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。
- 日仏物品役務相互提供協定(令和元年6月26日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。
- 日加物品役務相互提供協定(令和元年7月18日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。
- 日印物品役務相互提供協定(令和3年7月11日)(抄)  
このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第168号。令和5年3月29日)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野:1 我が国自身の防衛体制の強化(国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み)、2 同志国等との連携(同志国等との連携)</p> <p>施策:(上記1について)国際平和協力活動等、(上記2について)共同訓練・演習</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ACSAの下での自衛隊による免税軽油の提供については、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当でなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 (※軽油提供ニーズは緊急に発生するものであり、定量的な測定指標〔軽油提供回数や提供量〕を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、ACSA締結国の軍隊に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供することができ、ACSA締結国との安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>○ 令和2年度:167.00kl(キロリットル) 日仏ACSAの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 167.00kl(キロリットル)</p> <p>○ 令和3年度:3,091.00kl(キロリットル) 日豪ACSAの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績 1,579.00kl(キロリットル) 日仏ACSAの下でのフランス軍への免税軽油提供実績 1,218.00kl(キロリットル) 日加ACSAの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績 294.00kl(キロリットル)</p> <p>○ 令和4年度:4,561.30kl(キロリットル) 日豪ACSAの下でのオーストラリア軍への免税軽油提供実績</p>

		<p>2, 533. 70kl(キロリットル)  日英ACSAの下でのイギリス軍への免税軽油提供実績  374. 50kl(キロリットル)  日加ACSAの下でのカナダ軍への免税軽油提供実績  818. 55kl(キロリットル)  日印ACSAの下でのインド軍への免税軽油提供実績  834. 55kl(キロリットル)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。</p>
②	適用額	<p>○ 令和2年度  @32, 100円 × 167. 00kl = 約5. 361(百万円)  ○ 令和3年度  @32, 100円 × 3, 091. 00kl = 約99. 221(百万円)  ○ 令和4年度  @32, 100円 × 4, 561. 30kl = 約146. 418(百万円)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用額の推計は困難である。</p>
③	減収額	<p>○ 令和2年度  @32, 100円 × 167. 00kl = 約5. 361(百万円)  ○ 令和3年度  @32, 100円 × 3, 091. 00kl = 約99. 221(百万円)  ○ 令和4年度  @32, 100円 × 4, 561. 30kl = 約146. 418(百万円)</p> <p>ACSAの下での軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の減収額の推計は困難である。</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  ACSAの下での免税軽油の提供については、課税免除の特例措置を講じることで、追加的な財政負担と都道府県との事前調整なく、現場で迅速に軽油を融通することが可能となり、ACSA締結国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善が図られている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本租税特別措置により、ACSA締結国に対する軽油の提供を追加的な財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、それによる当該国との安全保障協力の進展に資する。</p> <p>仮に、租税特別措置が実施されない場合、ACSA締結国の軍隊に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、当該ACSA締結国との安全保障協力が後退するおそれがある。</p>

		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>ACSA締結国の軍隊に対し税負担なく迅速に軽油を融通することで、当該ACSA締結国との安全保障協力が進展するとともに、国際緊急援助活動等において自衛隊や相手国軍隊の活動の効率性が向上し、安全保障環境が改善される。喫緊のニーズに対応した軽油の提供による安全保障協力の進展や各国との信頼・連携の深化の効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。</p> <p>また、この効果は、全自治体・全住民に及ぶものである。</p> <p>更に、部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であり、ACSAの下での軽油の提供は、原則として喫緊のニーズが発生した場合に限られるため、その提供量・減収額ともに過大なものとなることは想定されない。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ACSA締結国の軍隊に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。</p> <p>また、我が国と他国との物品・役務融通の円滑化というACSAの趣旨に鑑みれば、ACSA締結国の軍隊への免税軽油の提供につき、軽油引取税(みなす課税)及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。</p> <p>加えて、ACSAの下での軽油提供のニーズは緊急に発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている。(平成24年度税制改正大綱)</p> <p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号)又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)に基づき外国の軍隊等に提供される免税軽油については、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>ACSAの下で円滑に物品・役務を提供できる環境を整えることによる安全保障上の利益は、全地方公共団体に及ぶ。</p>
12	有識者の見解		本事業の必要性等について異論はない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年度(ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の拡充)

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期：令和5年8月

事業名	政策体系上の位置付け	
	防衛技術基盤の強化	
事業の概要等	<p>戦闘支援型多目的U S Vの研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有した無人水上航走体（U S V（※））を研究する。 （※） U S V（Unmanned Surface Vehicle）</li> <li>○ 総事業費（予定） 約245億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和8年度から令和12年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア 潜水航行技術の確立 イ 自動運航関連技術の確立 ウ ミッションモジュール関連技術の確立 エ 複数U S V連携技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有したU S Vの基盤技術を獲得する必要がある。</li> <li>○ 効率性 無人水中航走体（U U V（※））等の類似事業の成果を活用して効率化を図る。また、岩国海洋環境試験評価サテライトを活用し、シミュレーションによる検討・検証の効率化を図る。 （※） U U V（Unmanned Underwater Vehicle）</li> <li>○ 有効性 本技術を将来のU S Vに適用することで、警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有したU S Vの実現に寄与できる。</li> <li>○ 費用及び効果 既存設備及びオープンアーキテクチャの活用並びにファミリー化・共通化により費用の抑制が図られ、他方、これまでにない有人艦艇の任務支援が可能であり効果は高いと見込まれる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>	
有識者意見	<p>本事業の必要性等について異論はない。</p>	
政策等への反映の方	<p>総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。</p>	

向性

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名： 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期： 令和5年8月

- 1 事業名  
戦闘支援型多目的USVの研究
- 2 政策体系上の位置付け
  - (1) 施策名：防衛技術基盤の強化
  - (2) 関係する計画等

名称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 3 無人アセット防衛能力 （略）今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦い方を更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。さらに、AI等を用いて複数の無人アセットを同時制御する能力等を強化する。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 3 無人アセット防衛能力 （略）艦艇と連携し、効果的に各種作戦運用が可能な無人水上航走体（USV）を開発・整備する。（略） IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （4）無人アセット ウ 水上艦艇の更なる省人化・無人化を実現するため、無人水上航走体（USV）に関する技術等の研究を継続する。

- 3 事業の概要等
  - (1) 事業の概要  
警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有したUSV（※）を研究する。  
（※） USV（Unmanned Surface Vehicle）：無人水上航走体
  - (2) 総事業費（予定）  
約245億円（研究試作総経費）
  - (3) 実施期間  
令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和8年度から令和12年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和6	7	8	9	10	11	12
実施内容	← 本事業（研究試作） →						
			← 所内試験 →				

研究実施線表

- (4) 達成すべき目標
  - ア 潜水航行技術の確立  
USVが脅威の接近を感知し、潜水して回避し、潜航後、周囲情報から安全に浮上する技

術を確立する。

イ 自動運航関連技術の確立

U S Vを洋上で自律航行、または陸上局（リモートブリッジ）から遠隔制御するとともに、荒天下での自動運航を実現するための船体動揺制御及び故障対応の技術を確立する。

ウ ミッションモジュール関連技術の確立

様々なミッションモジュールを搭載でき、遠隔制御により運用できる技術を確立する。

エ 複数U S V連携技術の確立

複数隻のU S Vを同時運用した際に、U S V船隊（フリート）内で運航データを共有する技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。

また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

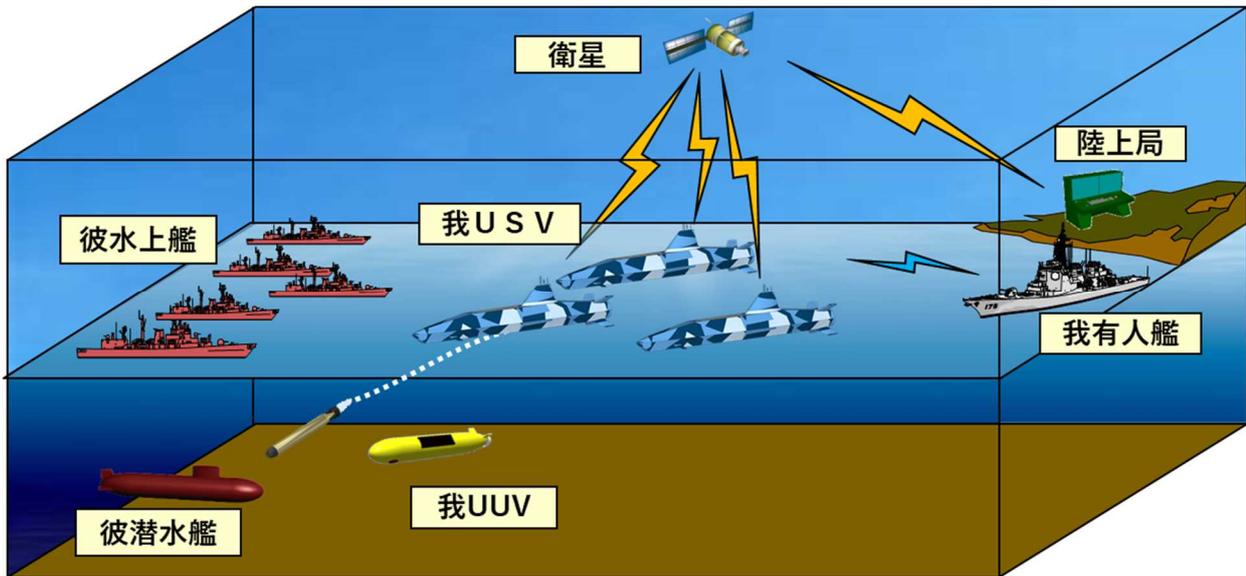
観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有したU S Vの基盤技術を獲得する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 我が国は、人的損耗を局限しつつ任務を遂行するため、既存の装備体系・人員配置を見直しつつ、各種無人アセットを早期に整備する方針であり、艦艇と連携し、効果的に各種作戦運用が可能なU S Vを開発・整備する予定である。各種作戦に活用可能なU S Vの実現には、令和6年度から本研究を実施し、多用途任務に対応可能なミッションモジュールを搭載し、荒天下でも自動運航が可能で、脅威に対し潜水航行によりステルス性を確保し、かつ複数のU S Vを効率的に運用するための基盤技術を速やかに確立する必要がある。
	◆代替手段との比較検討状況 本事業で研究試作する戦闘支援型U S Vは、小型U S Vより高い搭載能力、我が国周辺の広大な海域で運用可能な航続距離を持ち、潜水航行機能によりステルス性を確保することができる見込みであるが、現時点において、国内・諸外国に同様のU S Vは存在しないことから、代替手段はない。
効率性	U U V（※）類似事業の成果を活用して効率化を図る。また、岩国海洋環境試験評価サテライトを活用し、シミュレーションによる検討・検証の効率化を図る。 （※） U U V（Unmanned Underwater Vehicle）：無人水中航走体
有効性	本技術を将来のU S Vに適用することで、警戒監視や対艦ミサイル発射等の機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有したU S Vの実現に寄与できる。
費用及び効果	既存設備及びオープンアーキテクチャの活用並びにファミリー化・共通化により費用の抑制が図られ、他方、これまでにない有人艦艇の任務支援が可能であり効果は高いと見込まれる。

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

- 7 有識者意見  
本事業の必要性等について異論はない。
- 8 政策等への反映の方向性  
総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。  
令和6年度概算要求額：約245億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報  
運用構想図



## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部  
事業監理官（艦船担当）

評価実施時期：令和5年8月

事業名	護衛艦用新戦闘指揮システムの研究	政策体系上の位置付け
		指揮統制・情報関連機能 防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 戦闘様相の変化に応じた関連情報を抽出・整理し、的確かつ迅速な情勢判断に資する戦術情報の提供、最適処置の進言による意思決定サイクルの高速化及び従前より少人数で戦闘力の全能発揮を可能にする省力・省人化を図るとともに、将来装備化が期待される新規装備品の導入等に簡易かつ柔軟に対応するため、護衛艦用新戦闘指揮システムに関する技術を研究する。</li> <li>○ 総事業費（予定） 約123億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度から令和12年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア 戦術判断支援技術の確立 イ 部隊戦闘指揮支援技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 科学技術の進展に伴い、より一層複雑かつ高速に推移する戦闘様相に対処するためのオペレータへの負荷、少子化によるオペレータ要員の減少及び脅威に対処するための我艦艇への継続的な新規装備品の導入等が見積られる。これらの情勢において艦艇を効果的かつ効率的に運用するためには、意思決定の的確・迅速化、省力・省人化及び高い拡張性を実現する護衛艦用新戦闘指揮システムが必要である。 本事業の成果は、令和13年度に建造が見込まれる護衛艦に適用する予定であり、関連事業である「高速高軌道目標対応レーダの開発」及び「新艦対空誘導弾（能力向上型）の開発」との連携を密接に図りながら本事業を完遂するためには、検証まで含めると7年を要することから、令和6年度から実施する必要性がある。 また、海上での各種オペレーションにおいて、省人化対応がなされた上で、複雑な戦闘様相に対応可能なのは、現時点では存在しないため、代替手段はない。</li> <li>○ 効率性 本事業は、オープンアーキテクチャの推進を図り、拡張性・汎用性を確保する。</li> <li>○ 有効性 護衛艦用新戦闘指揮システムは、令和13年度建造艦への適用を予定している一方、オープンアーキテクチャの活用により汎用性も確保していることから、既存艦へのバックフィットについても、計算機の換装等の機会を利用して実施可能である。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業は、平成26年度から令和元年度にかけて実施した「次世代護衛艦用新戦術情報処理装置の研究試作」で得た成果を活用し、研究開発費を抑制する。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、</p>	

	<p>最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部  
事業監理官（艦船担当）  
評価実施時期：令和5年8月

1 事業名  
護衛艦用新戦闘指揮システムの研究

2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名：指揮統制・情報関連機能  
防衛技術基盤の強化

(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 5 指揮統制・情報関連機能 （略）今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要がある。（略） XII いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （略）政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 指揮統制・情報関連機能 (1) 指揮統制機能の強化 迅速・確実な指揮統制を行うため、抗たん性のある通信、システム・ネットワーク及びデータ基盤を構築し、スタンド・オフ防衛能力及び統合防空ミサイル防衛能力を始めとする各種能力を統合的に運用するため、リアルタイムに指揮統制を行う態勢を概成する（略）。 IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 (6) その他抑止力・対処力の強化 ウ 複雑かつ高速に推移する戦闘様相に対して、人工知能（AI）により行動方針を分析し、指揮官の意思決定を支援する技術を装備品に反映するための研究を行う。

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

戦闘様相の変化に応じた関連情報を抽出・整理し、的確かつ迅速な情勢判断に資する戦術情報の提供、最適処置の進言による意思決定サイクルの高速化及び従前より少人数で戦闘力の全能発揮を可能にする省力・省人化を図るとともに、将来装備化が期待される新規装備品の導入等に簡易かつ柔軟に対応するため、護衛艦用新戦闘指揮システムに関する技術を研究する。

(2) 総事業費（予定）

約123億円（研究試作総経費）

(3) 実施期間

令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度から令和12年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和6	7	8	9	10	11	12
実施内容	← 本事業（研究試作） →				← 所内試験 →		

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

- ア 戦術判断支援技術の確立  
各種情報を関連付け・分類し、対処プラン等をAIが提案する技術を確立する。
- イ 部隊戦闘指揮支援技術の確立  
部隊の作戦資源を把握の上、最適な行動計画等をAIが提案する技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

- (1) 事前事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。
- (2) 事後事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。  
また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 将来情勢として、科学技術の進展に伴い、より一層複雑かつ高速に推移する戦闘様相に対処するためのオペレータへの高い負荷、少子化によるオペレータ要員の減少及び脅威に対処するための我艦艇への継続的な新規装備品の導入等が見積もられる。これらの情勢において艦艇を効果的かつ効率的に運用するためには、意思決定の的確・迅速化、省力・省人化及び高い拡張性を実現する護衛艦用新戦闘指揮システムが必要である。
	◆当該年度から実施する必要性 本事業の成果は、令和13年度に建造が見込まれる護衛艦への搭載が予定されている。また、当該護衛艦への適用を予定している関連事業として、目標探知に関する「高速高機動目標対応レーダの開発」及び意思決定後の対処に関する「新艦対空誘導弾（能力向上型）の開発」を並行して実施予定である。これらの開発事業との連携を密接に図りながら本事業を完遂するためには、検証まで含めると7年を要することから、令和6年度から実施する必要性がある。
	◆代替手段との比較検討状況 海上での各種オペレーションにおいて、省人化対応がなされた上で、複雑な戦闘様相に対応可能であるという要求を満たすシステムは、現時点では存在しないため、代替手段はない。
効率性	本事業は、平成26年度から令和元年度にかけて実施した「次世代護衛艦用新戦術情報処理装置の研究試作」で得た成果を活用し、研究開発費を抑制するとともに、オープンアーキテクチャの推進を図り、拡張性・汎用性を確保する。
有効性	護衛艦用新戦闘指揮システムは、令和13年度建造艦への適用を予定している一方、オープンアーキテクチャの活用により汎用性も確保していることから、既存艦へのバックフィットについても、計算機の換装等の機会を利用して実施可能である。
費用及び効果	本事業は、平成26年度から令和元年度にかけて実施した「次世代護衛艦用新戦術情報処理装置の研究試作」で得た成果を活用し、研究開発費を抑制するとともに、オープンアーキテクチャの活用により、既存艦に対しても、その成果を反

映し、能力向上を図ることが可能である。

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

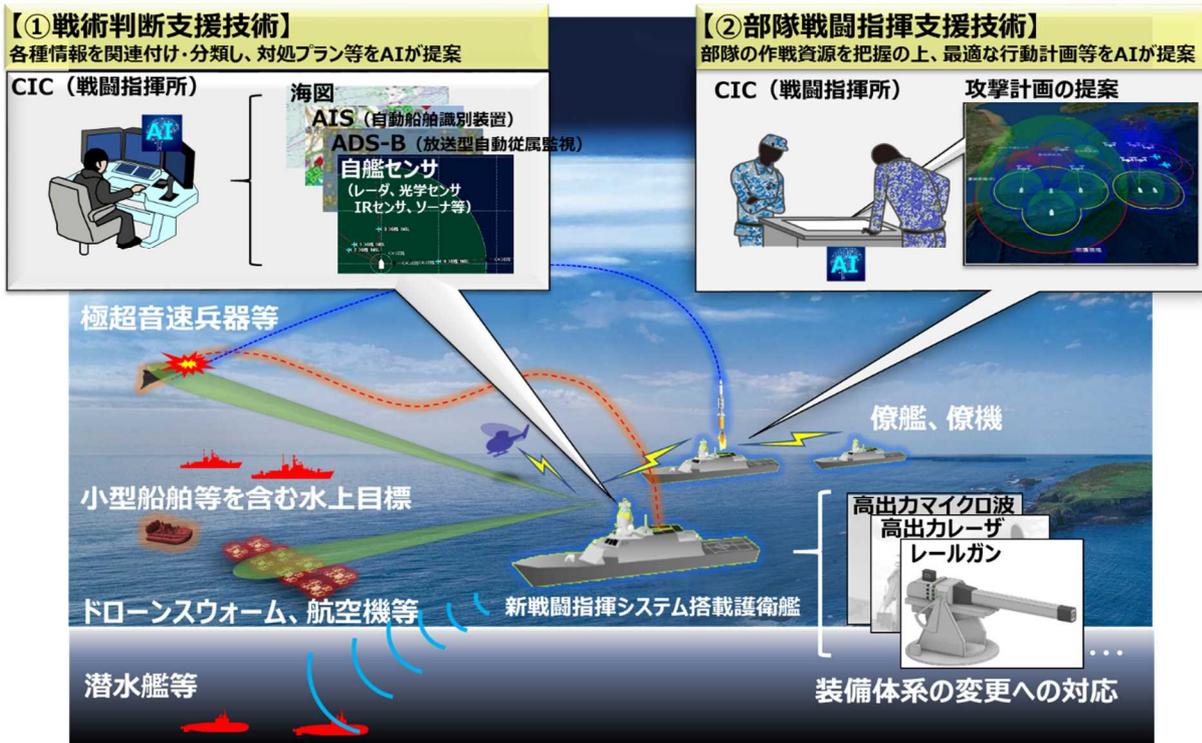
本事業の必要性等について異論はない。

8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。  
令和6年度概算要求額：約123億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報

運用構想図



## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官

評価実施時期：令和5年8月

事業名	将来EMP装備適用技術の研究	政策体系上の位置付け
		防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 従来弾薬、精密誘導武器等による直接的な破壊によらず、敵のセンサ・情報システムの機能を一時的または恒久的に無力化する手段として、強力なEMP（※1）を発生させるEMP装備適用技術に関する研究を行い、EMP放射技術、EMP弾用電源技術及び飛翔体等への搭載を考慮したシステム接続技術を解明し、EMP弾への適用技術を確立する。 （※1） EMP（Electro Magnetic Pulse）：電磁パルス</li> <li>○ 総事業費（予定） 約95億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和7年度から令和10年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア 小型マルクス電源技術（※2）の確立 （※2） マルクス電源技術：コンデンサ回路の直並列の切換により電圧を増幅させる技術 イ 爆薬発電技術の確立 ウ 超小型電源技術の確立 エ システム接続技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 敵のセンサ・情報システムを一定時間以上無力化できれば、センサ・情報システムが復帰するまでの間、敵の交戦能力を抑制することができ、我が作戦をきわめて優位に進めることができるため、EMP弾頭に関する技術を確立する必要がある。</li> <li>○ 効率性 これまでの先行的研究の成果であるEMP装備構成要素の放射特性やEMPの発振状況の確認等の知見を活用し、研究開発の効率化が期待できる。</li> <li>○ 有効性 EMP弾は、敵のセンサ・情報システムの機能を一時的または恒久的に無力化することができる。 本技術を活用し、強力な電磁波パルスを発生させることで、敵の交戦能力を抑制することができ、我が作戦をきわめて優位に進めることが可能となる。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業の実施に当たっては、先行的研究の成果の活用を図り、経費の抑制に努める。また、本事業の成果により、敵のセンサ・情報システムを無力化する能力の向上が見込まれる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載され</p>	

	た防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和6年度予算要求を実施する。

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名： 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期： 令和5年8月

1 事業名  
将来EMP装備適用技術の研究

2 政策体系上の位置付け  
(1) 施策名：防衛力基盤の強化

(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	III 我が国の防衛の基本方針 1 我が国自身の防衛体制の強化 (2) 国全体の防衛体制の強化 工 (略) 電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要である。(略)
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (3) 電磁波領域における能力 自衛隊の通信妨害やレーダー妨害能力の強化と併せて、電磁波の探知・識別能力の強化や電磁波を用いた欺まんの手段を獲得するなど電子戦能力を向上させるとともに、レーザー等を活用した小型無人機（UAV）への対処等の電磁波の利用方法を拡大する。(略) IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 (略) 将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。(略)

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

従来弾薬、精密誘導武器等による直接的な破壊によらず、敵のセンサ・情報システムの機能を一時的または恒久的に無力化する手段として、強力なEMP（※1）を発生させるEMP装備適用技術に関する研究を行い、EMP放射技術、EMP弾用電源技術及び飛翔体等への搭載を考慮したシステム接続技術を解明し、EMP弾への適用技術を確立する。

（※1） EMP（Electro Magnetic Pulse）：電磁パルス

(2) 総事業費（予定）

約9.5億円（研究試作総経費）

(3) 実施期間

令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和7年度から令和10年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和 6	7	8	9	10
実施内容	←————— 本事業 (研究試作) —————→				
		←————— 所内試験 —————→			

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 小型マルクス電源技術の確立

EMPを連続照射でき、かつ、飛翔体に搭載可能な小型のマルクス電源技術(※2)を確立する。

(※2) マルクス電源技術：コンデンサ回路の直並列の切換により電圧を増幅させる技術

イ 爆薬発電技術の確立

弾頭から大出力のEMPを単発照射でき、かつ、飛翔体に搭載可能な爆薬発電技術を確立する。

ウ 超小型電源技術の確立

弾頭からEMPを連続照射でき、かつ、砲弾に搭載可能な超小型の電源技術を確立する。

エ システム接続技術の確立

電源部、給電回路、整合回路、放射部を接続してEMP放射できる技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について(装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。)に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。

また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 敵のセンサ・情報システムを一定時間以上無力化できれば、センサ・情報システムが復帰するまでの間、敵の交戦能力を抑制することができ、私の作戦をきわめて優位に進めることができるため、EMP弾頭に関する技術を確立する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 従来弾薬、精密誘導武器等を用いて広範囲にわたる敵のセンサ・情報システムに限定した無力化は、非常に困難である。 そのため、令和6年度から本研究を実施し、従来弾薬、精密誘導武器等による直接的な破壊によらず、敵のセンサ・情報システムの機能を一時的または恒久的に無力化する手段としてのEMP弾頭に関する技術を確立する必要がある。
	◆代替手段との比較検討状況 諸外国においてもEMP弾の研究開発は存在するが、機微な技術であることから入手性及び我が国への適用性は不透明であり、代替は困難である。
効率性	これまでの先行的研究の成果であるEMP装備構成要素の放射特性やEMPの発振状況の確認等の知見を活用し、研究開発の効率化が期待できる。
有効性	EMP弾は、敵のセンサ・情報システムの機能を一時的または恒久的に無力化することができる。 本技術を活用し、強力な電磁波パルスを発生させることで、敵の交戦能力を抑制することができ、私の作戦をきわめて優位に進めることが可能となる。

費用及び効果	本事業の実施に当たっては、先行的研究の成果の活用を図り、経費の抑制に努める。また、本事業の成果により、敵のセンサ・情報システムを無力化する能力の向上が見込まれる。
--------	---

6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

7 有識者意見

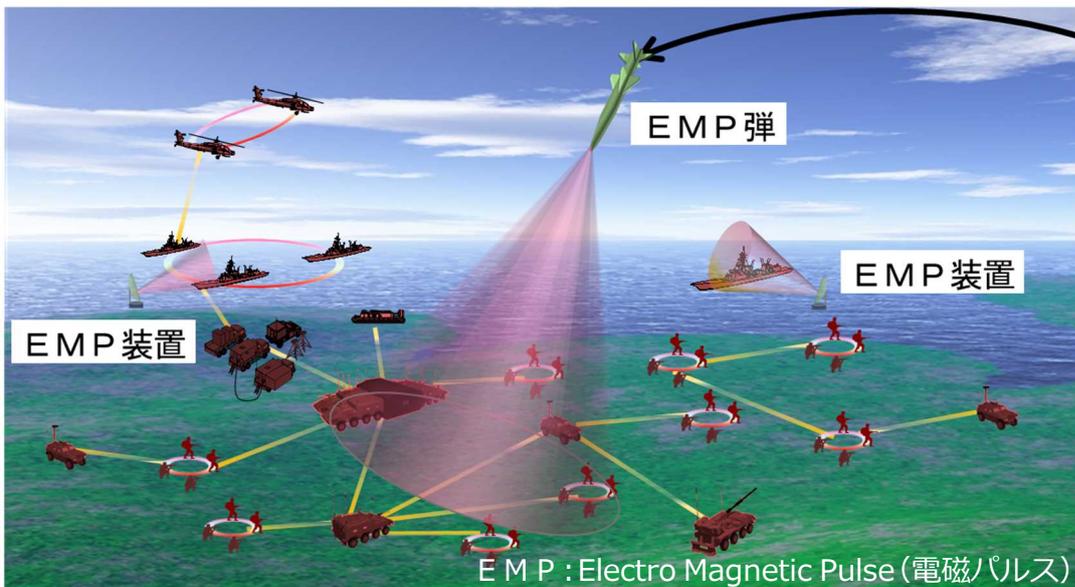
本事業の必要性等について異論はない。

8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和6年度予算要求を実施する。  
 令和6年度予算要求額：約95億円（後年度負担額を含む。）

9 その他の参考情報

運用構想図



## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期：令和5年8月

事業名	短波帯表面波レーダ（固定式）の研究	政策体系上の位置付け
		防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 狭隘な地積における空中線配置でも信号処理により距離覆域等を確保し、かつレーダ処理時間を局限しつつ既存レーダとも協調ある操用性を確保する短波帯表面波レーダシステムを実現する研究を行う。</li> <li>○ 総事業費（予定） 約56億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和6年度から令和10年度まで所内試験（試験準備作業を含む。）を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア MIMO-OTH（※）レーダ技術の確立 （※） MIMO-OTH (Multi-Input Multi-Output-Over the Horizon) : 多入力多出力-見通し外 イ 短波帯ユーザーインターフェース技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 我が国は海洋に囲まれ無人島も多く、接近する艦船、航空機等をより早期にかつ遠方で発見する「見通し外領域における警戒監視能力の強化」が求められている。地上から見通し外領域を捜索するには、短波帯表面波レーダの活用が有効な手段と考えられるが、レーダ性能向上のためには設置面積及びレーダ処理時間の拡大等新たなりソースの追加が必要となる。一方これらリソースの追加は、レーダの設置候補地が限定される、目標情報の更新頻度が低下する等、運用に大きな影響を及ぼす。したがって、狭隘な地積における空中線配置でも信号処理により距離覆域等を確保し、かつレーダ処理時間を局限しつつ既存レーダとも協調ある操用性を確保する技術を確立する必要がある。</li> <li>○ 効率性 民生品を多用して装置を実現することで経費の抑制を図るとともに、運用実証型研究として実施し、早期装備化を図る。</li> <li>○ 有効性 我が国の常続警戒監視態勢の向上や、他装備品等との連携による対艦攻撃等の任務遂行能力の向上に貢献できる。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図るとともに、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。 また、本事業の成果により、見通し外領域における目標の早期探知の実現が見込まれる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付</p>	

	けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名： 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期： 令和5年8月

1 事業名  
短波帯表面波レーダ（固定式）の研究

2 政策体系上の位置付け  
(1) 施策名：防衛技術基盤の強化  
(2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 1 スタンド・オフ防衛能力 （略）スタンド・オフ防衛能力に不可欠な、艦艇や上陸部隊等に関する正確な目標情報を継続的に収集し、リアルタイムに伝達し得る指揮統制に係る能力を保有する。対処実施後の成果の評価も含む情報分析能力や、情報ネットワークの抗たん性・冗長性も併せて保有する。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （1）スタンド・オフ防衛能力 我が国に侵攻してくる艦艇、上陸部隊等に対して、脅威圏の外から対処する能力を獲得する。（略）

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

狭隘な地積における空中線配置でも信号処理により距離覆域等を確保し、かつレーダー処理時間を局限しつつ既存レーダーとも協調ある操用性を確保する短波帯表面波レーダシステムを実現する研究を行う。

(2) 総事業費（予定）

約56億円（研究試作総経費）

(3) 実施期間

令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和6年度から令和10年度まで所内試験（試験準備作業を含む。）を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和6	7	8	9	10
実施内容	← 本事業（研究試作） →				
			所内試験		→

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

ア MIMO-OTH（※）レーダー技術の確立

複数の送信空中線から変調された信号を同時に送信、複数の受信空中線でそれら反射波を受信し、信号処理により効率的に復調・合成することで、仮想的な受信大開口アンテナを形成する技術を確立する。

（※） MIMO-OTH（Multi-Input Multi-Output-Over the Horizon）：多入力多出力  
-見通し外

イ 短波帯ユーザインターフェース技術の確立

短波帯表面波レーダーの画面表示・操作に関して、レーダー処理時間を局限しつつ既存レーダーとの協調を前提とする対空／対艦モードごとの表示・操作方式について最適なユーザーインターフェースを確立する。

#### 4 政策効果の把握の手法

##### (1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

##### (2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。  
また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

#### 5 政策評価の観点及び分析

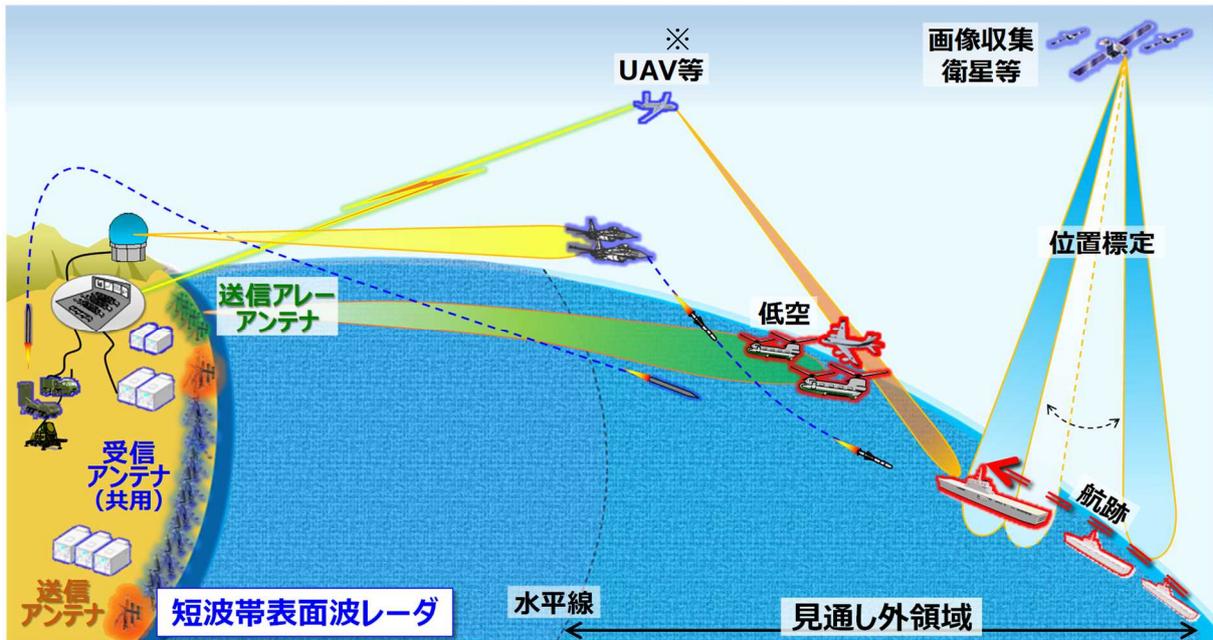
観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 我が国は海洋に囲まれ無人島も多く、接近する艦船、航空機等をより早期にかつ遠方で発見する「見通し外領域における警戒監視能力の強化」が求められている。地上から見通し外領域を捜索するには、短波帯表面波レーダーの活用が有効な手段と考えられるが、レーダー性能向上のためには設置面積及びレーダー処理時間の拡大等新たなリソースの追加による措置が不可欠となる。一方これらリソースの追加は、レーダーの設置候補地が限定される、目標情報の更新頻度が低下する等、運用に大きな影響を及ぼす。したがって、狭隘な地積における空中線配置でも信号処理により距離覆域等を確保し、かつレーダー処理時間を局限しつつ既存レーダーとも協調ある採用性を確保する技術を確立する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 スタンド・オフ防衛能力及び常続広域警戒監視能力の向上は、将来の戦い方に直結し得る研究事業であり、着実に早期装備化を進めるためには、装置の設計・製造、装置の設置調整及び所内試験に要する期間を考慮すると、令和6年度からの事業着手が不可欠となる。
	◆代替手段との比較検討状況 諸外国において、安全保障目的で短波帯表面波レーダーが運用されている模様であるが、MIMO技術の適用や探知距離等の詳細は不明である。国内においては、海流観測目的の短波帯レーダーは存在するものの、常続的にレーダー見通し外領域の警戒監視を可能とするレーダーは存在しないことから、現時点では代替手段はない。
効率性	民生品を多用して装置を実現することで経費の抑制を図る。
有効性	我が国の常続警戒監視態勢の向上や、他装備品等との連携による対艦攻撃等の任務遂行能力の向上に貢献できる。
費用及び効果	本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図るとともに、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。 また、本事業の成果により、見通し外領域における目標の早期探知の実現が見込まれる。

#### 6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

- 7 有識者意見  
本事業の必要性等について異論はない。
- 8 政策等への反映の方向性  
総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。  
令和6年度概算要求額：約56億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報  
運用構想図



※ UAV (Unmanned Aerial Vehicle) : 無人航空機

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期：令和5年8月

事業名	スマート電波デコイ技術の研究	政策体系上の位置付け
		防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 相手のレーダー等の電波器材に電波妨害及び誤情報を付与し、相手の電磁波利用を妨害するスタンド・イン・ジャマー（脅威圏内において各種電子妨害を行う妨害装置）の実現に必要な技術の研究を行う。</li> <li>○ 総事業費（予定） 約50億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和9年度から令和10年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 電波偽装妨害技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 戦闘はセンサ情報に依存しており、レーダーをはじめとした各種センサ情報を基に、様々なオペレーションが行われている。 妨害装置を無人機等に搭載し、相手レーダーへの電波妨害及び誤情報を付与することは、相手の対処能力を削ぐ有効な手段である。 そのためには、スタンド・イン・ジャマーとして活用し得る妨害手法を研究する必要がある。</li> <li>○ 効率性 民生品を多用して装置を実現することでコストの削減及び汎用性の確保が可能である。また、後付け・追加搭載を容易とし、単独システムでの運用を可能とすることで早期装備化が期待できる他、マルチプラットフォーム化によりファミリー化・共通化を期待できる。</li> <li>○ 有効性 無人機等に妨害装置を搭載したスタンド・イン・ジャマーの実現が可能となる。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図るとともに、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。 また本研究により、彼に対処目標の選定を困難とさせ、我が国の残存性を向上させることが期待できる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>	
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。	
政策等への反映の方	総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。	

向性

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名： 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期： 令和5年8月

- 1 事業名  
スマート電波デコイ技術の研究
- 2 政策体系上の位置付け
  - (1) 施策名：防衛技術基盤の強化
  - (2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 4 領域横断作戦能力 宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うすることがますます重要になっている。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (3) 電磁波領域における能力 自衛隊の通信妨害やレーダー妨害能力の強化と併せて、電磁波の探知・識別能力の強化や電磁波を用いた欺まんの手段を獲得するなど電子戦能力を向上させるとともに、レーザー等を活用した小型無人機（UAV）への対処等の電磁波の利用方法を拡大する。また、自衛隊の使用する電磁波の利用状況を適切に管理・調整する機能を強化する。 このため、通信・レーダー妨害機能を有するネットワーク電子戦システム（NEWS）の整備、脅威圏外から通信妨害等を行うスタンド・オフ電子戦機及び脅威圏内において各種電子妨害を行うスタンド・イン・ジャマー等の開発、電波探知器材の搭載による艦艇及び固定翼哨戒機の信号探知・識別能力の向上、陸上からレーダー妨害を行う対空電子戦装置の整備を行う。また、固定翼哨戒機等への電子妨害能力の付与について、試験的に検証し、必要な措置を講じる。（略） IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 (6) その他抑止力・対処力の強化 (略) イ 脅威となるレーダー等の電波器材に誤情報を付与して複数の脅威が存在すると誤認させる欺まん装置技術に関する研究を実施する。（略）

- 3 事業の概要等
  - (1) 事業の概要  
相手のレーダー等の電波器材に電波妨害及び誤情報を付与し、相手の電磁波利用を妨害するスタンド・イン・ジャマー（脅威圏内において各種電子妨害を行う妨害装置）の実現に必要な技術の研究を行う。
  - (2) 総事業費（予定）  
約50億円（研究試作総経費）
  - (3) 実施期間  
令和6年度から令和9年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和9

年度から令和10年度まで所内試験を実施し、その成果を検証する。(所内試験のための試験研究費は別途計上する。)

年度	令和6	7	8	9	10
実施内容	← 本事業 (研究試作) →				← 所内試験 →

研究実施線表

- (4) 達成すべき目標  
電波偽装妨害技術の確立  
スタンド・イン・ジャマーに活用し得る妨害信号を生成する技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

- (1) 事前事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について(装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。)に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。
- (2) 事後事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。  
また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 戦闘はセンサ情報に依存しており、レーダーをはじめとした各種センサ情報を基に、様々なオペレーションが行われている。 妨害装置を無人機等に搭載し、相手レーダーへの電波妨害及び誤情報を付与することは、相手の対処能力を削ぐ有効な手段である。 そのためには、スタンド・イン・ジャマーとして活用し得る妨害手法を研究する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 妨害装置を無人機等に搭載し、スタンド・イン・ジャマーとして運用可能とするためには、令和10年度までに研究を完了する必要がある。そのため、令和6年に本研究試作に着手することが必要である。
	◆代替手段との比較検討状況 装備品の電子戦の能力は、秘匿性が高く、海外からの情報の開示もないことに加え、電子戦機器は、民間に需要もないことから、防衛省において研究開発を行う必要がある。
効率性	民生品を多用して装置を実現することでコストの削減を図るとともに、オープンアーキテクチャ等の活用により汎用性の向上を図る。また、後付け・追加搭載を容易とし、単独システムでの運用を可能とすることで早期装備化が期待できる他、マルチプラットフォーム化によりファミリー化・共通化を期待できる。
有効性	無人機等に妨害装置を搭載したスタンド・イン・ジャマーの実現が可能となる。
費用及び効果	本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図るとともに、民生技術の活用を進め、経費の抑制に努める。 また本研究により、彼に対処目標の選定を困難とさせ、我の残存性を向上させることが期待できる。

## 6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

## 7 有識者意見

本事業の必要性等について異論はない。

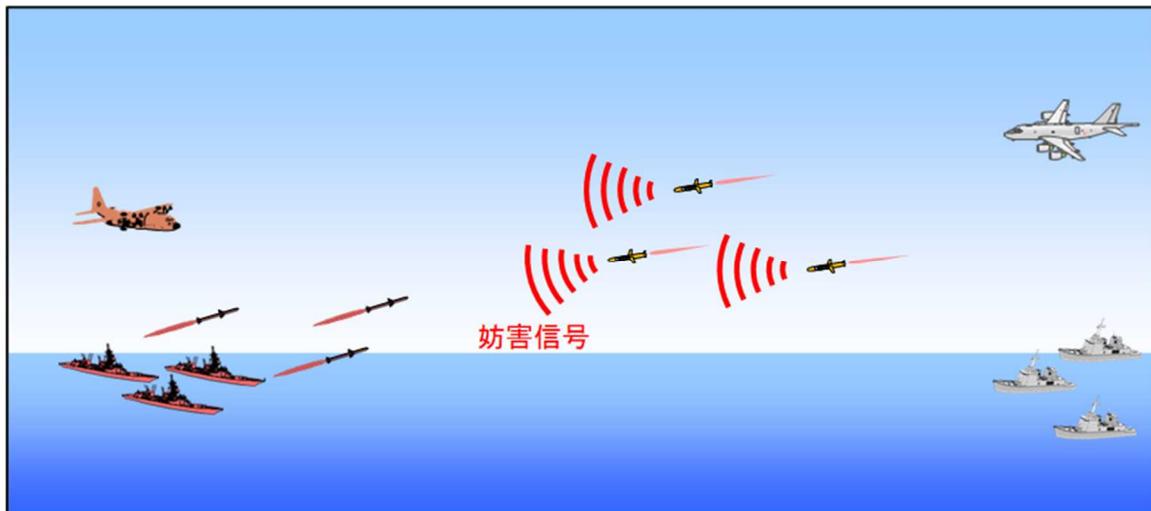
## 8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。

令和6年度概算要求額：約50億円（後年度負担額を含む。）

## 9 その他の参考情報

運用構想図



## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官

評価実施時期：令和5年8月

事業名	低電力通信妨害技術の研究	政策体系上の位置付け
		防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 我が国の情報優越を確保するため、デジタル無線機に対して低電力で通信を妨害する技術の研究する。</li> <li>○ 総事業費（予定） 約31億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度に所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア 通信諸元解析技術の確立 イ 妨害信号生成技術の確立 ウ 送信タイミング推定技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 彼の電子戦能力が向上した環境下において、彼のデジタル無線通信を妨げる低被探知な電子的対処能力を持つことが求められている。低電力通信妨害は、従来の通信妨害に比べ低電力のため探知することが難しく、彼の戦術ネットワークを妨げる有効な手段であることから、我が国の情報優越を確保するためには、低電力通信妨害技術の研究を実施して電子戦システムの能力向上に必要な技術を取得する必要がある。</li> <li>○ 効率性 通信同時対処技術の研究試作の成果を活用することにより、経費抑制を図るとともに、既存電子戦システムのハードウェアを活用することで、早期装備化が可能である。</li> <li>○ 有効性 従来の通信妨害に比べ低電力のため小型の妨害装置の実現が可能となる。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図ることで、経費の抑制に努める。 また本研究により、電子戦システムの能力向上が図られ、我が国の情報優越を確保することが可能となる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>	
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。	
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。	

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期：令和5年8月

- 1 事業名  
低電力通信妨害技術の研究
- 2 政策体系上の位置付け
  - (1) 施策名：防衛技術基盤の強化
  - (2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力 4 領域横断作戦能力 (3) 電磁波領域においては、相手方からの通信妨害等の厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させる。(略) (4) 宇宙・サイバー・電磁波の領域において、相手方の利用を妨げ、又は無力化するために必要な能力を拡充していく。
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 4 領域横断作戦能力 (1) 宇宙領域における能力 (略) 相手型の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を更に強化する。(略) (3) 電磁波領域における能力 自衛隊の通信妨害やレーダー妨害能力の強化と併せて、電磁波の探知・識別能力の強化や電磁波を用いた欺まんの手段を獲得するなど電子戦能力を向上させる(略) IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 (略) 将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。(略)

- 3 事業の概要等
  - (1) 事業の概要  
我が国の情報優越を確保するため、デジタル無線機に対して低電力で通信を妨害する技術の研究する。
  - (2) 総事業費（予定）  
約31億円（研究試作総経費）
  - (3) 実施期間  
令和6年度から令和10年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和10年度に所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和 6	7	8	9	10
実施内容	← 本事業 (研究試作) →				← 所内試験 →

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

- ア 通信諸元解析技術の確立  
受信したデジタル無線通信の電波諸元を解析する技術を確立する。
- イ 妨害信号生成技術の確立  
彼のデジタル無線通信の回線品質を低下させる信号を生成する技術を確立する。
- ウ 送信タイミング推定技術の確立  
妨害効果が得られるデジタル無線通信の送信タイミングを推定する技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

- (1) 事前事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。
- (2) 事後事業評価時における把握手法  
本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。  
また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	◆当該事業を行う必要性 彼の電子戦能力が向上した環境下において、彼のデジタル無線通信を妨げる低被探知な電子的対処能力を持つことが求められている。 低電力通信妨害は、従来の通信妨害に比べ低電力のため探知することが難しく、彼の戦術ネットワークを妨げる有効な手段である。 我が情報優越を確保するためには、低電力通信妨害技術の研究を実施して電子戦システムの能力向上に必要な技術を取得する必要がある。
	◆当該年度から実施する必要性 通信同時対処技術の研究試作で得られた成果を深化させ、航空自衛隊電磁妨害状況把握装置の対処訓練、陸上自衛隊ネットワーク電子戦システム（能力向上）の機能強化等に活かすためには、令和6年度に着手しなければならない。
	◆代替手段との比較検討状況 装備品の電子戦の能力は、秘匿性が高く、海外からの情報の開示もないことに加え、電子戦機器は、民間に需要もないことから、防衛省において研究開発を行う必要がある。
効率性	通信同時対処技術の研究試作の成果を活用することにより、経費抑制を図る。 また、既存電子戦システムのハードウェアを活用することで、早期装備化が可能である。
有効性	従来の通信妨害に比べ低電力のため小型の妨害装置の実現が可能となる。
費用及び効果	本事業の実施にあたっては、既存の研究成果の活用等を図ることで、経費の抑制に努める。 また本研究により、電子戦システムの能力向上が図られ、我が情報優越を確保することが可能となる。

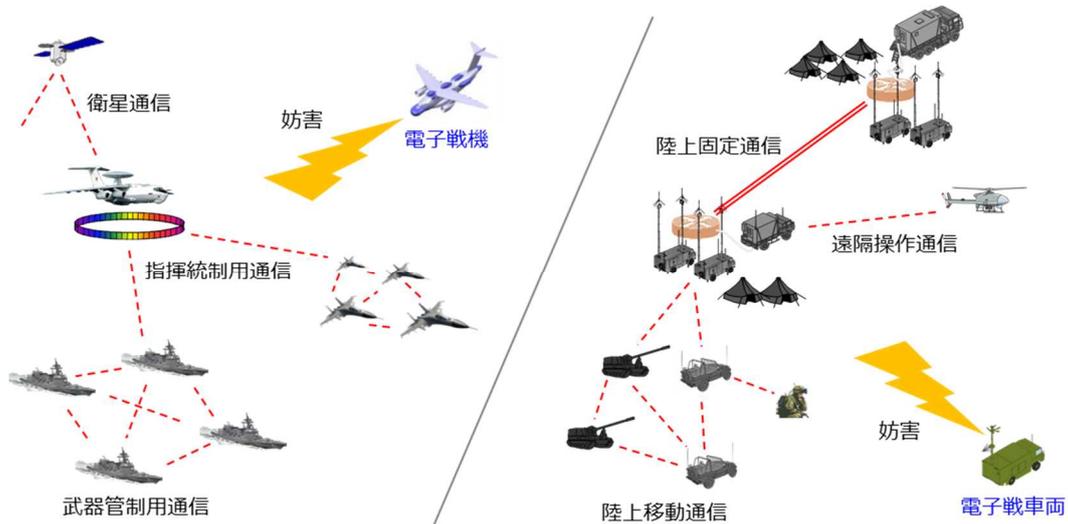
6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。こ

これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

- 7 有識者意見  
本事業の必要性等について異論はない。
- 8 政策等への反映の方向性  
総合的評価を踏まえ、令和6年度概算要求を実施する。  
令和6年度概算要求額：約31億円（後年度負担額を含む。）
- 9 その他の参考情報  
運用構想図



## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）要旨

担当部局等名：防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期：令和5年8月

事業名	統合対空信管の研究	政策体系上の位置付け
		防衛技術基盤の強化
事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の概要 155mmりゅう弾砲等から射撃する対空火力として、島嶼部等における中型以下のUAV（※1）群等に有効に対応する対空信管を研究する。本事業で得た成果を用いて、令和13年度末に中型以下ドローン・スウォーム対処能力を確立する。 （※1） UAV（Unmanned Aerial Vehicle）：無人航空機</li> <li>○ 総事業費（予定） 約46億円（研究試作総経費）</li> <li>○ 実施期間 令和6年度から令和13年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和9年度及び令和13年度に所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。</li> <li>○ 達成すべき目標 ア 対空目標作動技術の確立 イ FPGA（※2）実装技術の確立 （※2） FPGA（Field Programmable Gate Array）：現場でプログラム可能な半導体集積回路 ウ 遠距離目標検知技術の確立</li> </ul>	
政策評価の観点及び分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要性 CM（※3）等による攻撃とともに、群制御された中型以下のUAVによる飽和攻撃が見込まれる中、UAVへの対応のために多量のSAM（※4）等の弾薬を消費することで、CM等への対応が困難になる。また、安価なUAVに高価なSAMで対応することは、費用対効果面で著しく不利を被るという問題があるため、誘導弾に比し安価に対応できる、りゅう弾砲から射撃可能な対空信管に関する研究を行う必要がある。 （※3） CM（Cruise Missile）：巡行ミサイル （※4） SAM（Surface-to-Air Missile）：地对空誘導弾</li> <li>○ 効率性 これまでの先行的研究の成果である近接作動アルゴリズム、耐衝撃技術及び信管の高感度化に関する知見を活用し、研究開発の効率化が期待できる。</li> <li>○ 有効性 スウォーム対処を含む最適な対空近接作動を行うための近接作動アルゴリズムを生成し、実装及び耐衝撃性や目標を検知する技術を確立することで、155mmりゅう弾砲等から射撃する近接起爆の弾丸を得ることが可能となる。 本技術を活用し、遠距離レンジでの安価な対処手段として、各種装備品等と組み合わせた多層的な防空が期待できる。</li> <li>○ 費用及び効果 本事業の実施に当たっては、先行的研究の成果の活用を図り、経費の抑制に努める。また、本事業の成果により、ドローン・スウォーム攻撃等対処能力向上が見込まれる。</li> </ul>	
総合的評価	<p>本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、</p>	

	<p>最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。</p> <p>以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。</p>
有識者意見	本事業の必要性等について異論はない。
政策等への反映の方向性	総合的評価を踏まえ、令和6年度予算要求を実施する。

## 令和5年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名： 防衛装備庁技術戦略部技術計画官  
評価実施時期： 令和5年8月

- 1 事業名  
統合対空信管の研究
- 2 政策体系上の位置付け
  - (1) 施策名：防衛技術基盤の強化
  - (2) 関係する計画等

名 称（年月日）	記載内容（抜粋）
国家防衛戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	V 将来の自衛隊の在り方 2 自衛隊の体制整備の考え方 （略）ドローン等への対処を含む統合防空ミサイル防衛能力の向上、分散展開した部隊に必要なシステムを含む指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備する。（略） VII いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 （略）政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。 また、試作品を部隊で運用しながら仕様を改善し、必要な装備品を部隊配備する取組を強化する。（略）
防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）	II 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 統合防空ミサイル防衛能力 （略）高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の組み合わせにより、小型無人機（UAV）等への非物理的な手段による対処能力を早期に整備する。（略） IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 2 防衛技術基盤の強化 (3) ドローン・スウォーム攻撃等対処能力 脅威が急速に高まっているドローン・スウォームの経空脅威に対して、経済的かつ効果的に対処するための技術を獲得し、早期装備化を目指す。（略）

- 3 事業の概要等
  - (1) 事業の概要
    - 1 55mmりゅう弾砲等から射撃する対空火力として、島嶼部等における中型以下のUAV（※1）群等に有効に対応する対空信管を研究する。本事業で得た成果を用いて、令和13年度末に中型以下ドローン・スウォーム対処能力を確立する。  
 （※1） UAV（Unmanned Aerial Vehicle）：無人航空機
  - (2) 総事業費（予定）  
約46億円（研究試作総経費）
  - (3) 実施期間  
令和6年度から令和13年度まで研究試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、令和9年度及び令和13年度に所内試験を実施し、その成果を検証する（所内試験のための試験研究費は別途計上する。）。

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
実施内容	本事業（研究試作）							

研究実施線表

(4) 達成すべき目標

ア 対空目標作動技術の確立

スウォーム対処を含む、最適な対空近接作動を行うための近接作動アルゴリズムの生成に係る技術を確立する。

イ F P G A 実装技術の確立

近接作動アルゴリズムを動作させる、高性能 F P G A (※2) の信管回路への実装及び耐衝撃性技術を確立する。

(※2) F P G A (Field Programmable Gate Array) : 現場でプログラム可能な半導体集積回路

ウ 遠距離目標検知技術の確立

目標を検知し、有効破片範囲に入った目標に高確率で効果を与えるため、信管の高感度化に必要な技術を確立する。

4 政策効果の把握の手法

(1) 事前事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、防衛省研究開発評価実施要領について（装技計第103号。27.10.1。以下「評価実施要領」という。）に基づき、評価を行い、政策効果の把握を実施した。

(2) 事後事業評価時における把握手法

本事業に当たっては、評価実施要領に基づき、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。

また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証する。

5 政策評価の観点及び分析

観 点	分 析
必要性	<p>◆当該事業を行う必要性</p> <p>CM (※3) 等による攻撃とともに、群制御された中型以下のUAVによる飽和攻撃が見込まれる中、UAVへの対応のために多量のSAM (※4) 等の弾薬を消費することで、CM等への対応が困難になる。また、安価なUAVに高価なSAMで対応することは、費用対効果面で著しく不利を被るという問題があるため、誘導弾に比し安価に対応できる、りゅう弾砲から射撃可能な対空信管に関する研究を行う必要がある。</p> <p>(※3) CM (Cruise Missile) : 巡行ミサイル</p> <p>(※4) SAM (Surface-to-Air Missile) : 地对空誘導弾</p>
	<p>◆当該年度から実施する必要性</p> <p>UAV等の安価な武器による攻撃が戦闘様相を一変させることが明らかになっており、UAVのスウォーム制御技術は急速に成熟域に達しつつあることから、その攻撃の蓋然性は年々高まっている。</p> <p>そのため、令和6年度から本研究を実施し、脅威に対応した防空を成し得る将来装備品を速やかに具現化するため、統合対空信管に関する技術を確立する必要がある。</p>
	<p>◆代替手段との比較検討状況</p> <p>諸外国においても対空近接信管は存在するが、陸上戦闘における大口徑火砲に適合する対空近接信管は存在せず、代替は困難である。</p>
効率性	これまでの先行的研究の成果である近接作動アルゴリズム、耐衝撃技術及び信

	管の高感度化に関する知見を活用し、研究開発の効率化が期待できる。
有効性	スウォーム対処を含む最適な対空近接作動を行うための近接作動アルゴリズムを生成し、実装及び耐衝撃性や目標を検知する技術を確立することで、155mmリゅう弾砲等から射撃する近接起爆の弾丸を得ることが可能となる。 本技術を活用し、遠距離レンジでの安価な対処手段として、各種装備品等と組み合わせた多層的な防空が期待できる。
費用及び効果	本事業の実施に当たっては、先行的研究の成果の活用を図り、経費の抑制に努める。また、本事業の成果により、ドローン・スウォーム攻撃等対処能力向上が見込まれる。

## 6 総合的評価

本事業を実施することにより、上記達成すべき目標で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、研究試作及び所内試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保を図ることができ、その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するための極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である我が国自身の防衛体制の強化につながるものであると評価できる。

以上の点から、本事業は国家防衛戦略及び防衛力整備計画に記載された防衛技術基盤の強化に資する研究であり、また、政策体系上の位置付けも一致しており、いずれの政策評価の観点からも本研究に着手することは妥当であると判断する。

## 7 有識者意見

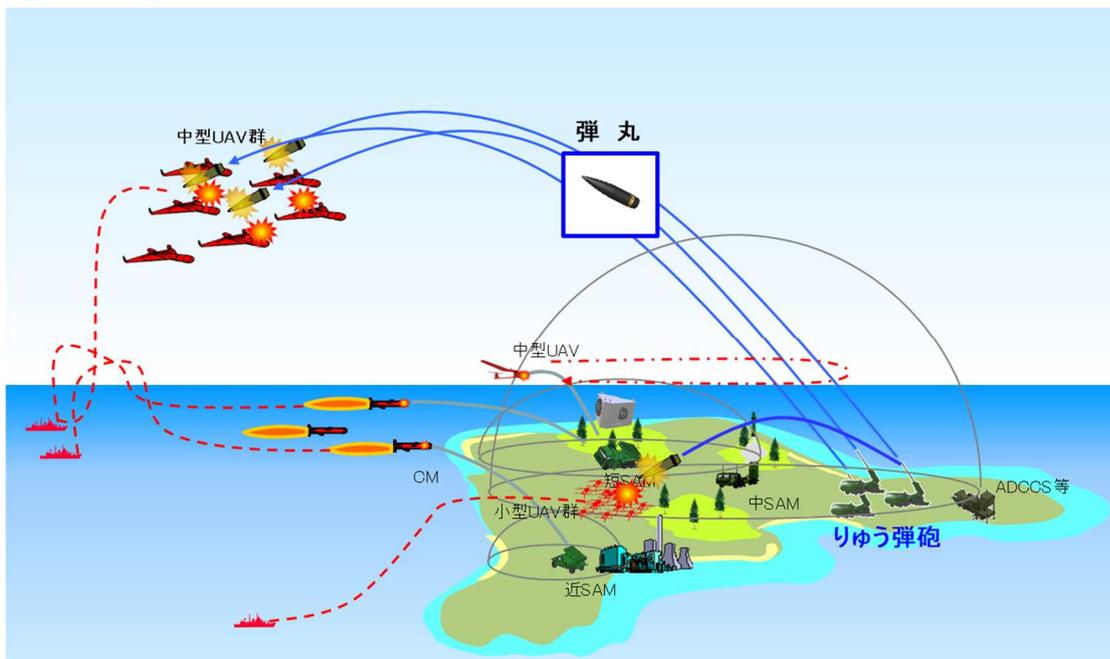
本事業の必要性等について異論はない。

## 8 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、令和6年度予算要求を実施する。  
令和6年度予算要求額：約46億円（後年度負担額を含む。）

## 9 その他の参考情報

運用構想図



U A V (Unmanned Aerial Vehicle) : 無人航空機

C M (Cruise Missile) : 巡行ミサイル

S A M (Surface-to-Air Missile) : 地对空誘導弾

A D C C S (Air Defense Command and Control System) : 対空戦闘指揮統制システム